

東証指数算出要領  
(TOPIX 銀行業高配当指数編)

2026年10月1日版

株式会社JPX総研

2026年3月31日発行

1

## 目次

変更履歴 .....	3
はじめに .....	4
I. 株価指数概要 .....	4
II. 指数の算出 .....	4
1. 算出方法 .....	4
2. 指数種別 .....	4
3. 構成銘柄の追加・除外 .....	5
III. その他 .....	7
1. 指数値及び指数基礎情報の配信 .....	7
2. 利用許諾 .....	7
3. 問い合わせ先 .....	8

## 変更履歴

公表日	変更内容
2024/10/16	・ 初版
2025/1/31	・ 算出要領間の用語統一のための変更
2025/7/31	・ スピンオフに係る取扱いの追記
2026/3/31	・ 非定期の構成銘柄からの除外に係る取扱いの変更 (※) TOPIX の定期入替により 2028 年 7 月末日に除外予定の銘柄については、2028 年の定期入替において母集団から除外することを指数コンサルティングを踏まえ決定。

## はじめに

- ・ 本資料では、株式会社 J P X 総研（以下「J P X 総研」という。）が算出・配信を行う、TOPIX 銀行業高配当指数に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と J P X 総研が判断した場合は、J P X 総研が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は J P X 総研の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、J P X 総研に無断で複製、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、J P X 総研は、TOPIX 銀行業高配当指数の算出、配信若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、TOPIX 銀行業高配当指数の算出、配信若しくは公表の方法の変更、TOPIX 銀行業高配当指数若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。

## I. 株価指数概要

- ・ TOPIX 銀行業高配当指数は、東証業種別株価指数「銀行業」の構成銘柄を母集団とし、配当実績が高い 15 銘柄を構成銘柄とする時価総額加重型の指数である。
- ・ 基準日は 2024 年 12 月 13 日、基準値は 1,000 とする。

## II. 指数の算出

### 1. 算出方法

- ・ 算出式は、「指数計算に係る算出要領」に定める時価総額加重方式とする。
- ・ 指数値算出に用いる浮動株比率は、TOPIX の指数値算出に用いる浮動株比率とする。
- ・ ただし、初期選定又は定期入替の基準日（6 月最終営業日とする。）におけるウエイトが上限（35%とする。）を超える構成銘柄については、毎年 7 月最終営業日を適用日としてウエイトを調整するための係数（以下「キャップ調整係数」という。）を設定する。キャップ調整係数を設定後に株価の変動等によりウエイトが上限を超える場合も、翌年の 7 月最終営業日までキャップ調整係数の変更は行わない。

### 2. 指数種別

- ・ 配当なし株価指数及び配当込み株価指数を算出する。
- ・ 配当の指数値への反映方法については、「指数計算に係る算出要領」に従う。

### 3. 構成銘柄の追加・除外

#### (1) 定期入替等

##### a. 入替日等

- ・ 初期選定（2024年に実施）及び定期入替の基準日（以下「定期入替等基準日」という。）は、6月最終営業日とし、定期入替は、年に1回、7月最終営業日（以下「定期入替日」という。）を行う。
- ・ 構成銘柄の選定結果は、JPX ウェブサイトにおいて、定期入替日の5営業日前に公表する。

##### b. 構成銘柄の選定方法

- ・ 以下の手順により構成銘柄（15銘柄）の選定を行う。
- ・ なお、選定の対象銘柄が株式移転、合併、株式交換又は会社分割（以下「株式移転等」という。）のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社、完全親会社又は承継会社（以下「新設会社等」という。）が遅滞なく上場した場合や決算期変更を行った場合などにおいては、必要に応じてこれらの状況を勘案することがある。

###### (a) 母集団の選定

- ・ 定期入替等基準日における、東証業種別株価指数「銀行業」の構成銘柄を母集団とし、構成銘柄の選定を行う。ただし、以下のいずれかに該当する銘柄は母集団から除外する。
  - ▶ 定期入替等基準日において整理銘柄に指定されている銘柄
  - ▶ 定期入替等基準日において特別注意銘柄に指定されている銘柄
- ・ なお、整理銘柄若しくは特別注意銘柄に指定される又は指定されることが見込まれる銘柄に関しては、必要に応じて定期入替等基準日から算出開始日又は定期入替日までの間の状況も勘案することがある。

###### (b) 実績配当金総額基準による銘柄の選定

- ・ 実績配当金総額には、上場会社が定期入替等基準日までに公表した決算短信のうち、定期入替等基準日の属する年の前年4月から当年3月までを基準日とする配当金の総額（普通株式に限る。）を用いる。
- ・ 初期選定においては、実績配当金総額の上位3銘柄を選定する。
- ・ 定期入替においては、前年に実績配当金総額基準で選定された3銘柄のうち実績配当金総額が上位4位までの銘柄を選定する。本選定の結果、3銘柄に満たない場合は、3銘柄となるまで実績配当金総額が高い順に銘柄を選定する。

###### (c) 実績配当利回り基準による銘柄の選定

- ・ 実績配当利回りには、実績配当金総額を定期入替等基準日の指数用上場時価総額

で除した値を用いる。

- ・ 指数用上場時価総額は、定期入替等基準日の指数用上場株式数に「指数計算に係る算出要領」に定める採用価格のうち当日の最終の価格を乗じた値とし、指数用上場時価総額が 500 億円以上の銘柄(実績配当金総額基準で選定された 3 銘柄を除く。)を実績配当利回り基準による銘柄選定の対象とする。
- ・ 初期選定においては、実績配当利回り上位 12 銘柄を選定する。
- ・ 定期入替においては、定期入替基準日の構成銘柄のうち実績配当利回りが上位 16 位までの銘柄を実績配当利回りの高い順に 12 銘柄選定する。本選定の結果、12 銘柄に満たない場合は、12 銘柄となるまで実績配当利回りの高い順に銘柄を選定する。

## (2) 非定期の構成銘柄からの除外

- ・ 構成銘柄に上場廃止、整理銘柄への指定、特別注意銘柄への指定、TOPIX からの除外又は東証業種別株価指数「銀行業」から別の業種への変更があった場合、当該銘柄を除外する。

## (3) 非定期の構成銘柄への追加

- ・ 構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が遅滞なく上場する場合には、当該新設会社等を追加する。
- ・ 構成銘柄のスピンオフ（構成銘柄が剰余金の配当によりその直前において子会社であった会社等の株式を割り当てること）により独立した会社（以下「スピンオフ対象会社」という。）が、スピンオフの権利落日から効力発生日までに新規上場し、東証業種別株価指数「銀行業」の構成銘柄となる場合、当該スピンオフ対象会社を追加する。
- ・ 構成銘柄が、構成銘柄でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となる場合、当該存続会社又は完全親会社を追加する。
- ・ 非定期の構成銘柄の除外によって、構成銘柄が 15 銘柄を下回ることがあっても、非定期の追加は行わない。

## (4) 構成銘柄の追加及び除外日

		修正を要する事項	修正日
追加	新規上場	構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が構成銘柄に追加される場合	新規上場日(注)
		構成銘柄のスピンオフによりスピンオフ対象会社が権利落日から効力発生日(注)までに新規上場し、東証業種別株価指数「銀行業」の構成銘柄となる場合	新規上場日(注)

	修正を要する事項	修正日
	構成銘柄が、構成銘柄でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となり、当該存続会社又は完全親会社が構成銘柄に追加される場合	上場廃止日(注)
	定期入替	7月最終営業日
除 外	上場廃止 構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が構成銘柄に追加される場合	当該新設会社等の新規上場日(注)(通例、上場廃止日の2営業日後)
	上記以外(合併又は株式交換などにより非存続会社となる場合等)	上場廃止日(注)
	整理銘柄又は特別注意銘柄への指定	指定日(注)の4営業日後
	TOPIXからの除外	TOPIXからの除外日
	東証業種別株価指数「銀行業」から別の業種への変更	変更日(注)
	定期入替	7月最終営業日

注：休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

### III. その他

#### 1. 指数値及び指数基礎情報の配信

##### (1) 指数値

- ・ TOPIX 銀行業高配当指数は、日次終値を配信する。

##### (2) 指数基礎情報

- ・ 日々の指数基礎情報（基準時価総額など）は、「指数基礎情報」において配信する。

#### 2. 利用許諾

TOPIX 銀行業高配当指数の算出、配信、公表又は利用など TOPIX 銀行業高配当指数に関する権利は、JPX総研又はJPX総研の関連会社が有している。このため、TOPIX 銀行業高配当指数を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・販売などを行う場合（相対契約によるオプション、スワップ又はワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）には、JPX総研とのライセンス契約が必要となる。また、TOPIX 銀行業高配当指数を第三者に配信・提供等する場合にも、JPX総研とのライセンス契約が必要となる。

### 3. 問い合わせ先

J P X総研 インデックスビジネス部

E-mail : [index@jpx.co.jp](mailto:index@jpx.co.jp)

以上